

SSK 信託指導研究会 (JSK 事業再生研究会) 会員の皆様へ

# SSK 信託指導研究会 討論(研究)会 開催のご案内

～ テーマ:「信託を活用した事業承継 / 資金調達」 ～

**開催日:平成 22 年 2 月 22 日(月) 15:00～18:00**

終了後、懇親会を予定しています

**会 場:株式会社エム・エム・プラン研修室**

東京都新宿区四谷 3 - 13 - 20 四谷 YS ビル 2F / TEL:03-5367-1558

丸の内線・「四谷三丁目駅」より徒歩3分です。 番出口をご利用ください。

**参加費:無 料(SSK 信託指導研究会会員)**

SSK 会員以外は、2,000 円(税込・資料代として)頂戴いたします。

懇親会は別途費用がかかります。

参加をご希望の方は、定員がございますので、事前にお申込み下さい。定員を超えた場合のお申し込みは、参加をお断りする場合がございます、予めご了承下さい(お申込み順に受付ます)。信託指導研究会会員の皆様を始め、事業再生研究会会員の皆様、「信託」にご興味いただける方のご参加をお待ちしております。

**テーマ:****1. 信託を活用した事業承継****事業承継で活用する信託の例:**

- ・ **他益信託**・・・信託の委託者と受益者が同一者でない信託をいう。例えば、自身の子供を受益者にした信託などがこれにあたる。
- ・ **遺言代用信託**・・・生前信託ともいわれている。生前は自らを受益者(自益信託)と設定し、死亡後は特定の相続人を受益者として定めておく信託のこと。
- ・ **信託と相続対策の関係**・・・「遺言書」では「誰に、どの財産を与えるか」ということを指定できる。そして、「信託」では、「どのような条件を付けて与えるか」ということまで指定できるようになる。

**2. 信託を活用した資金調達****資金調達で活用する信託の例:**

- ・ **知財信託**・・・企業、大学、個人などが所有する知的財産権を信託会社に預け、その信託会社が知的財産権のライセンス先や売却先などを見つけて収入を得ることをいう。知財信託は主に特許権と実用新案権を対象とする場合と、著作権を対象とする場合とに分けられる。

ご参加のお申込みは、下記 FAX または E メールにてお申込み下さい。

**事務局 Fax:03-5367-1668 E-Mail: [mmplan@kaikei-web.co.jp](mailto:mmplan@kaikei-web.co.jp)**

事務所名		参加者名	
Tel		Fax	
e-mail		会員区分	SSK 会員 JSK 会員 M&A 会員 BFL(QB クラブ、新電卓クラブ)会員 NPO 会員 一般